

## 八尾市フィルムコミッション設置要綱

令和3年6月7日制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市(以下、「本市」という。)が、「映画のまち・やお」づくりに向けて、新たな八尾の魅力資源の創出及び効果的な発信を行うことを目的として、映画等の制作を支援する八尾市フィルムコミッションを設置し、運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 映画等

映画、テレビ番組、コマーシャル、出版物等をいう。

(2) 制作事業者

撮影・編集等、撮影場所のセット設営、出演者の手配を含め、映画等を制作するために必要な作業を担う事業者をいう。

(3) 施設管理者

制作受入施設を管理する者をいう。

### (制作支援)

第3条 本市は、市内において、映画等の制作が行われる際、制作が円滑に進むよう、制作事業者への助言及び情報提供、あるいは、制作事業者と施設管理者との間の制作実施に関する調整等を行う。

2 ただし、次の各号に該当する場合は、制作支援は行わない。また、制作支援決定後においても、次の各号に該当することが判明した場合は、制作支援を実施しないものとする。

(1) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する映画等又は制作事業者

(2) 公序良俗に反する映画等又は制作事業者

(3) その他、市長が不適当であると認める映画等又は制作事業者

### (制作支援申請)

第4条 市に制作支援を受けることを希望する制作事業者は、八尾市フィルムコミッション制作支援申請書(様式第1号)及び制作支援に関する誓約書(様式第2号)並びに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 撮影の概要を明らかにする書類(企画書等)

(2) 撮影の予算書

(3) 制作事業者の性格及び内容を明らかにする書類(規約、定款等)

(4) その他、市長が必要と認める書類

### (制作支援決定)

第5条 市長は、申請手続きを受けた後、速やかに制作支援の可否について八尾市フィルムコミッション制作支援決定通知書(様式第3号)を制作事業者へ通知するものとする。

### (制作完了の報告)

第6条 制作事業者は、制作が終了した後、速やかに制作完了報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(制作事業者への協力依頼)

第7条 市長は、制作支援を受けた映画等について、制作事業者に「八尾市フィルムコミッション」(英語表記の場合は、「Yao city Film Commission」)のクレジット等表示の協力を求めることができる。

(損害等への対応)

第8条 制作受入施設において、破損等の損害が発生した場合は、制作事業者が施設管理者に対し、責任をもって対応することとする。

(制作に関する費用負担)

第9条 映画等の制作に関する費用は、全て制作事業者が負担するものとする。

(庶務)

第10条 この要綱に基づく庶務は、魅力創造部観光・文化財課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、魅力創造部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。



(様式第2号)

年 月 日

## 制作支援に係る誓約書

(あて先)八尾市長

所在地

事業者名

代表者名

担当者名

八尾市フィルムコミッションに制作支援を受けるにあたり、以下の事項について誓約いたします。

1. 暴力団の利益になるような事業には該当しません。
2. 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
3. 私は、制作支援を受けるにあたり、暴力団員又は八尾市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
4. 私は、暴力団員又は八尾市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、八尾市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
5. 私は、本申請書及び役員名簿等が八尾市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
6. 制作支援を受けようとする事業者及び作品は、八尾市フィルムコミッション設置要綱第 3 条第 2 項の規定に該当するものではありません。
7. 法令に従い、八尾市民及び制作に協力する者に迷惑をかけることなく、安全に制作を実施いたします。
8. 制作に伴い、万一、制作受入施設において、破損等の損害が発生した場合は、施設管理者に対し、責任をもって対応いたします。
9. その他、制作に伴い、疑義等が生じた場合は、八尾市フィルムコミッションの指示に従います。

八尾市暴力団排除条例（平成 25 年 7 月 4 日条例第 20 号）

（定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 【省略】

（2） 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

（3）～（7） 【省略】

八尾市暴力団排除条例施行規則（平成 25 年 9 月 19 日規則第 70 号）

（暴力団密接関係者）

**第 3 条** 条例第 2 条第 3 号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

（1） 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

（2） 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

（3） 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

（4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（5） 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

（6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(様式第3号)

年 月 日

八尾市フィルムコミッション制作支援決定通知書

様

八尾市長

年 月 日付で申請がありました制作支援について、以下のとおり、決定したので、八尾市フィルムコミッション設置要綱の規定により通知します。

承認します。

作品・番組名	
撮影期間	年 月 日 時頃 から 年 月 日 時頃 まで
撮影場所	
備考 (承認条件等)	

承認しません。

承認しない理由	
---------	--

(様式第4号)

年 月 日

### 制作完了報告書

(あて先)八尾市長

所在地

事業者名

代表者名

年 月 日付で制作支援の承認のあった制作が完了しましたので、八尾市フィルムコミッション設置要綱の規定により、以下のとおり報告します。

作品・番組名	
撮影期間	年 月 日 時頃 から 年 月 日 時頃 まで
撮影場所	
公開・放送予定日	年 月 日 時 分 から 時 分 まで
情報解禁日	年 月 日 時 分
クレジット掲載箇所	
添付書類	1 撮影を実施したことが分かる画像 (JPEGデータ) ※市のホームページ等で掲載します。制作風景等の写真をご提供ください。 2 撮影に係る決算書 3 その他必要な書類